（根拠法令）地§２０－２

公告第　２２　号

公　示　送　達　書

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和８年１１月１３日

兵庫県神戸県民センター長
（神戸県税事務所）

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備　　考
地方税法第 158 条第２項	中出　智也	
地方税法第 158 条第２項	SANDHU　IKROOP	
地方税法第 158 条第２項	HONG　JEONGUK	
地方税法第 158 条第２項	株式会社　諏訪田鉄筋	
地方税法第 158 条第２項	藤尾　俊祐	
地方税法第 158 条第２項	渡瀬　幸二郎	
地方税法第 158 条第２項	速水　忠司	

（税 21000）